

第百号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川区条例第七号の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第三十二条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第三十二条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

付
則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を改定する必要がある。このため、本案を提出いたします。